

変更前	変更後
<p data-bbox="398 555 853 608">電気需給約款</p> <p data-bbox="488 1142 757 1182">2024年 <u>9月</u> 1日</p> <p data-bbox="461 1238 786 1278">(イーネットワーク)</p>	<p data-bbox="1391 555 1845 608">電気需給約款</p> <p data-bbox="1469 1142 1756 1182">2024年 <u>12月</u> 1日</p> <p data-bbox="1451 1238 1776 1278">(イーネットワーク)</p>

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">電 気 需 給 約 款</p> <p>1 適用</p> <p>1. この電気需給約款（以下「本約款」といいます。）は、株式会社イーネットワーク（以下「当社」といいます。）と電気需給契約書（これに付随して締結された附則または覚書等を含み、以下同様とします。）を締結されたお客さまに対して、電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。</p> <p>3 用語の定義</p> <p>6. お客さまに常時供給する電気をいいます。</p> <p>(1)</p> <p style="padding-left: 40px;">(追加)</p> <p style="padding-left: 40px;">(追加)</p> <p style="padding-left: 40px;">(追加)</p> <p>21. 再生可能エネルギー発電促進賦課金 「<u>電気事業者による</u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別</p>	<p style="text-align: center;">電 気 需 給 約 款</p> <p>1 適用</p> <p>1. この電気需給約款（以下「本約款」といいます。）は、株式会社イーネットワーク（以下「当社」といいます。）と電気需給契約書（これに付随・<u>関連</u>して締結された附則または覚書、<u>協定書</u>等を含み、以下同様とします。）を締結されたお客さまに対して、電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。</p> <p>3 用語の定義</p> <p>6. お客さまに常時供給する電気をいいます。<u>全量供給契約に基づく場合と分割供給契約に基づく場合があります。なお、どちらの形態で電力供給を行うかについてはお客さまと当社との協議により定めます。</u></p> <p>(1) <u>全量供給</u> <u>当該需要場所における電力需要の全量を当社が供給する供給形態をいいます。</u></p> <p>(2) <u>分割供給</u> <u>当該需要場所における電力需要に対して、1つの引き込みによって複数の電力会社が電気を供給する供給形態をいいます。</u></p> <p>21. 再生可能エネルギー発電促進賦課金 「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（以下「再</p>

変更前	変更後
<p>措置法」(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙2「再生可能エネルギー発電促進賦課金」に定めるものをいいます。</p>	<p>生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙2「再生可能エネルギー発電促進賦課金」に定めるものをいいます。</p>
<p>23. 託送供給等約款 接続供給契約の内容を定める一般送配電事業者の約款で、電気事業法第18条第1項に基づき経済産業大臣より認可を受けたものをいいます。</p>	<p>23. 託送供給等約款 接続供給契約の内容を定める一般送配電事業者の約款で、電気事業法第18条第1項に基づき経済産業大臣より認可を受けたもの <u>または同条第5項に基づき経済産業大臣に届け出たもの</u>をいいます。</p>
<p>30. 託送料金相当額 お客さまへの電気の供給に必要となる一般送配電事業者が託送約款等で定める接続送電サービス料金(以下「託送料金」といいます。)に相当する金額をいいます。</p>	<p>30. 託送料金相当額 お客さまへの電気の供給に必要となる一般送配電事業者が託送約款等で定める接続送電サービス料金(以下「託送料金」といいます。)に相当する金額をいいます。<u>託送料金には、一般送配電事業者の送配電に係る人件費、設備修繕費、減価償却費、固定資産税のほか、法令で定められた賠償負担金、廃炉円滑化負担金、および電源開発促進税等が含まれます。当社がお客さまにお支払いいただいている料金にはこの託送料金相当額が含まれます。なお、お客さまに適用される接続送電サービスの種別は一般送配電事業者の託送約款等に定めるところによります。</u></p>
<p>17 不可抗力 1. 以下の各号の事由(日本国外で発生したものを含み、以下「不可抗力」といいます。)が発生したことにより当社による契約の全部または一部の履行が不可能となった場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠</p>	<p>17 不可抗力 1. 以下の各号の事由(日本国外で発生したものを含み、以下「不可抗力」といいます。)が発生したことにより当社による契約の全部または一部の履行が不可能、<u>遅滞または不完全</u>となった場合、当社は、お客さまの受</p>

変更前	変更後
<p>償の責めを負いません。</p> <p>(1) 地震、落雷、暴風雨、洪水、津波等の天災地変が起きた場合</p> <p>(2) 戦争（宣戦布告の有無を問いません。）、テロ、革命、暴動、内乱、ストライキ、ロックアウト、法令の制定改廃、政府または政府機関の行為、火災、通信障害、システム障害、交通機関の停止、輸送機関の事故、銀行システムの停止、一般送配電事業者の停止、日本卸電力取引所の停止、疫病の流行等、平時の社会生活の営みを困難にする事態が生じた場合</p> <p>2. 第1項で定める不可抗力を原因として当社が本契約の全部または一部の履行ができない場合、20.（契約期間および中途解約）、21.（需給開始日または契約電力増加日から1年未満の解約）および22.（契約の解除および期限の利益の喪失）の規定にかかわらず、お客さままたは当社は、本契約の一部または全部を解約することができます。この場合、お客さまは、本契約を解約する旨を当社に対して解約希望日とともに書面で通知するものとし、当社は、22.（契約の解除および期限の利益の喪失）に定める手続きにしたがうものとします。また、本項の解約に伴い生じる損害については、お客さま、当社ともに賠償の責めを負いません。</p> <p style="text-align: center;">（追加）</p> <p>20 契約期間および中途解約</p> <p>1. 本契約の期間は、電気需給契約書に定める期間といたします。期間満了</p>	<p>けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(1) 地震、落雷、暴風雨、洪水、津波等の天災地変が起きた場合</p> <p>(2) 戦争（宣戦布告の有無を問いません。）、テロ、革命、暴動、内乱、ストライキ、ロックアウト、法令の制定改廃、政府または政府機関の行為、火災、通信障害、システム障害、<u>サイバー攻撃</u>、交通機関の停止、輸送機関の事故、銀行システムの停止、一般送配電事業者の停止、日本卸電力取引所の停止、疫病の流行等、平時の社会生活の営みを困難にする事態が生じた場合</p> <p>2. 第1項で定める不可抗力を原因として当社が本契約の全部または一部の履行ができない場合、20.（契約期間および中途解約）、21.（需給開始日または契約電力増加日から1年未満の解約）および22.（契約の解除および期限の利益の喪失）の規定にかかわらず、お客さままたは当社は、本契約の一部または全部を解約することができます。この場合、お客さまは、本契約を解約する旨を当社に対して解約希望日とともに書面で通知するものとし、当社は、22.（契約の解除および期限の利益の喪失）に定める手続きにしたがうものとします。また、本項の解約に伴い生じる損害については、お客さま、当社ともに賠償の責めを負いません。</p> <p>3. <u>お客さまおよび当社は、第1項で定める不可抗力が発生し、自己の債務の履行不能、履行遅滞または不完全履行のおそれがある場合、相手方に対し、直ちに通知し、対応策について協議するものとします。</u></p> <p>20 契約期間および中途解約</p> <p>1. 本契約の期間は、電気需給契約書に定める期間といたします。期間満了</p>

変更前	変更後
<p>の3ヶ月前までにお客さまから解約のお申し出がない場合は1年間自動更新とし、以降も同様といたします。なお、本契約期間中であっても、お客さまは3ヶ月前までに<u>当社</u>にその旨を書面で通知（以下「解約通知」といいます。）することで、通知日から3ヶ月後の日を解約日として本契約を解約（以下「中途解約」といいます。）することができます。お客さまによる中途解約の場合、お客さまは21.（需給開始日または契約電力増加日から1年未満の解約）に定める金額を当社に追加的に支払うものとします。</p> <p>2. 当社は、本契約期間中であっても、1ヶ月前までにお客さまに解約通知することで、通知日から1ヶ月後の日を解約日として本契約を中途解約することができます。</p> <p>3. <u>本条第1項および第2項</u>にかかわらず、当社の責めとならない理由によりお客さまへの電気の供給を終了させるための処置を一般送配電事業者ができない場合、本契約は、お客さまへの電気の供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものとします。</p> <p>21 需給開始日または契約電力増加日から1年未満の解約</p> <p>1. 20.（契約期間および中途解約）第1項なお書きにしたがってお客さまが本契約の解約を希望する場合で、本契約締結日以降、需給開始日（本契約が更新された場合は更新日をいい、本条において以下同様とします。）または契約電力の増加日から1年未満の解約を希望する場合には、需給開始日または契約電力の増加日から解約日までの期間（以下本項において「対象期間」といいます。）に関し、お客さまは、以下により</p>	<p>の3ヶ月前までにお客さまから解約のお申し出がない場合は1年間自動更新とし、以降も同様といたします。なお、本契約期間中であっても、お客さま<u>および当社</u>は3ヶ月前までに<u>相手方</u>にその旨を書面で通知（以下「解約通知」といいます。）することで、通知日から3ヶ月後の日を解約日として本契約を解約（以下「中途解約」といいます。）することができます。お客さまによる中途解約の場合、お客さまは21.（需給開始日または契約電力増加日から1年未満の解約）に定める金額を当社に追加的に支払うものとします。</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>2. <u>前項</u>にかかわらず、当社の責めとならない理由によりお客さまへの電気の供給を終了させるための処置を一般送配電事業者ができない場合、本契約は、お客さまへの電気の供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものとします。</p> <p>21 需給開始日または契約電力増加日から1年未満の解約</p> <p>1. 20.（契約期間および中途解約）第1項なお書きにしたがってお客さまが本契約の解約を希望する場合で、本契約締結日以降、需給開始日（本契約が更新された場合は更新日をいい、本条において以下同様とします。）または契約電力の増加日から1年未満の解約を希望する場合には、需給開始日または契約電力の増加日から解約日までの期間（以下本項において「対象期間」といいます。）に関し、お客さまは、以下により基本料金</p>

変更前	変更後
<p>基本料金相当分および電力量料金相当分として算出された金額を当社に追加的に支払うものとします。また、当社は電気の供給を終了させるために必要な措置を行います。この場合、必要に応じてお客さまに協力していただきます。</p>	<p>相当分および電力量料金相当分として算出された金額を当社に追加的に支払うものとします。また、当社は電気の供給を終了させるために必要な措置を行います。この場合、必要に応じてお客さまに協力していただきます。なお、分割供給の場合には、別途締結する協定書の内容にいたがいます。</p>
<p>24 守秘義務</p>	<p>24 守秘義務</p>
<p>1. 本契約の存在および内容に関して、お客さまおよび当社は守秘義務を遵守するものとし、相手方の書面による事前承諾なしに第三者（ただし、当社が本契約を履行するに際して情報開示を必要とする当社の関連会社を除きます。）に開示しないものとします。ただし、本契約の履行に関連して一般送配電事業者の情報提示が必要なもの、または、法令上の根拠、公的機関からの正当な権限もしくは目的による開示要請がある場合は除外するものとします。</p>	<p>1. 本契約の存在および内容 <u>ならびに本契約に基づく取引に係る情報</u> に関して、お客さまおよび当社は守秘義務を遵守するものとし、相手方の書面による事前承諾なしに第三者（ただし、当社が本契約を履行するに際して情報開示を必要とする当社の関連会社を除きます。）に開示しないものとします。ただし、本契約の履行に関連して一般送配電事業者の情報提示が必要なもの、または、法令上の根拠、公的機関からの正当な権限もしくは目的による開示要請がある場合は除外するものとします。</p>
<p>別紙 2 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p>	<p>別紙 2 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p>
<p>1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、<u>電気事業者による</u>再生可能エネルギー特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。</p>	<p>1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。</p>